

平成26年12月26日

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

福島県文化スポーツ局文化振興課

特定非営利活動促進法第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しましたので、お知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人日本中国振興協会
取消年月日	平成26年12月16日
取消理由	設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても、設立の登記をしていない。